

若手技術者育成入札実施要領の運用

1 第3条（対象工事）関係

(1) 配置技術者発注者指定型及び配置技術者受注者希望型の実施に当たっては、次のいずれかの要件に該当する工事は対象とすることができない。

ア 技術的難易度（工事難易度「やや難」、「難」（交通基盤部総合評価落札方式（工事）活用ガイドライン「工事区分別難易度対応表」等参照））の高い工事

イ 緊急性のある工事（応急復旧、災害復旧工事）

ウ 配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める必要がある工事

(2) 各入札の1か年度の実施目標件数は、次の表のとおりとするが、入札不調等防止のため、発注見通しにおいて公表する案件によるものとし、発注見通しにおいて、若手技術者育成による入札であることを明記すること。

発注機関	実施目標件数
交通基盤部建築管理局	6件以上
各土木事務所	〃
各農林事務所	5件以上
交通基盤部各出先機関 （土木事務所を除く）	4件以上
計	100件以上

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。